

農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドラインの概要について

1. 農林漁業成長産業化ファンドについて

- 農林漁業者等（農林漁業者、農林漁業者が組織する団体）が主体となり、加工・流通業者等と連携して行う6次産業化の事業活動（6次産業化事業体等）に対して、出資等の手法による支援を実施。
- ファンドの活用は、農林漁業者の所得の向上や地域における雇用の確保につながるもの。

2. ファンドの出資を受けるための要件について

(1) 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定等

- ファンドの出資対象となるには、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた「農林漁業者等」となることが必要。
- 具体的な出資対象としては、農林漁業者等を主たる出資者として、パートナー企業が資本参画する合弁事業体を基本としつつ、農林漁業を行う法人についても収益性が確保されると認められる場合には、当該法人も出資対象となる。
- 総合化事業計画においては、農林漁業者等が自ら生産した農林水産物等を用いて新商品の開発や新たな販売方式の導入等を行うことが求められる。
- 6次産業化事業体への原料供給が可能であれば、農林漁業者等と同事業体の地域が離れていても出資対象。

(2) 新規に農林漁業に取り組む方

- 新規に農林漁業に取り組む方や農林漁業に参入する企業が6次産業化事業体の出資者となっている場合、総合化事業計画の申請時に当該企業等が農林漁業者であるかどうかの確認を実施。
- 農林漁業者の要件としては、農林水産物の生産実績や販売高を伴っていることが原則となるが、実績がない場合でも、農林水産物の生産に結びつくことが確実であると見込まれる活動を開始していれば、同計画の認定が可能。

(3) 6次産業化事業体が農林漁業生産を併せて行う場合

- 植物工場を含め、6次産業化事業体が6次産業化に必要な農林漁業の生産活動を行う場合は、ファンドの出資対象。

(4) 農林漁業を行う法人が自ら6次産業化に取り組む場合

- ファンドの出資範囲は、農林漁業を行う法人の総議決権の2分の1以下、かつ総合化事業計画の認定を受けた事業に必要な資金。
- 2次・3次産業分野に必要な農林漁業の生産活動についても、ファンドの出資対象となる場合がある。
- 上記の事業に確実に費消されるように、口座管理を別管理とする等の措置が必要。

(5) 6次産業化事業体に係る経営の考え方

- 経営能力を有し、株主が選定する方であれば、6次産業化事業体の経営実務に当たることが可能。

3. 農林漁業者の資金力に配慮したファンドの活用について

- 以下の方法により、農林漁業者の出資負担の軽減を図ることが可能。
 - ①一定の要件を満たした場合におけるサブファンドの出資割合（議決権）の引き上げ
 - ②資本金劣後ローン及び無議決権株式の活用
 - ③複数の農林漁業者による共同での出資